



# 令和6年度 高齢者の手引き

令和6年4月発行  
台東区福祉部高齢福祉課



| サービス名       | 概要(※)   | 対象者(※)  | 問い合わせ先  |
|-------------|---|---|---|
| 自立支援用具の給付   | <p>歩行や排せつ、入浴などの日常生活に不便がある方に自立支援用具を給付します。</p> <p>【給付品目】シルバーカー、杖、リハビリシユーズ、腰掛便座、シャワーベンチ、防水シーツ等</p> <p>【費用負担】原則として、1割の自己負担</p>                            | <p>区内に住所を有する65歳以上の方で、在宅で生活し、歩行や排せつ、入浴などの日常生活が困難な方</p>   | <p>高齢福祉課<br/>総合相談・給付担当<br/>2階⑤番窓口<br/>☎03(5246)1222</p>  <p>※地域包括支援センターでも受付可</p> |
| 紙おむつ等の補助    | <p>要介護度等に応じて、紙おむつ等の給付または区内指定薬局・薬店で購入できる補助券を交付します。また、病院・有料老人ホームに入院・入所している方には、おむつ代の補助を行います。</p> <p>【費用負担】住民税課税世帯の方は、自己負担あり<br/>※申請月の翌月分から補助対象となります。</p> | <p>区内に住所を有し、常時おむつを使用している方で以下のいずれかに該当する方</p> <p>①要支援1以上の方<br/>②65歳以上で病院に入院している方</p>  | <p>高齢福祉課<br/>総合相談・給付担当<br/>2階⑤番窓口<br/>☎03(5246)1222</p>  <p>※地域包括支援センターでも受付可</p> |
| 紙おむつの交付     | <p>おむつを必要とする在宅の方に紙おむつを差し上げています。</p> <p>【費用負担】自己負担なし</p>   | <p>介護保険認定申請中の高齢者の方、身体障害者手帳3~6級または愛の手帳3~4度の方、もしくは申請中の方でいずれも緊急・短期的に必要な方<br/>(※入院中の方や、区の紙おむつ等の補助を受けている方は対象外)</p>               | <p>台東区社会福祉協議会<br/>はつらつサービス<br/>☎03(5828)7541</p>                                |
| 高齢者移送サービス   | <p>病院への通院や入退院、施設への入退所の際に、車いすやストレッチャーで乗降できるリフト付福祉タクシーの利用料金の一部を助成します。区に申請後、委託事業者に予約のうえ、ご利用ください。</p> <p>【費用負担】乗車区間の運賃は利用者負担</p>                          | <p>区内に住所を有する65歳以上の方(要介護認定されている65歳未満の方を含む)で、以下のいずれかに該当する方</p> <p>①要介護3以上の方<br/>②常時車いすを使用している方<br/>③寝たきりの状態の方</p>             | <p>高齢福祉課<br/>総合相談・給付担当<br/>2階⑤番窓口<br/>☎03(5246)1222</p>                        |
| 寝たきり高齢者介護慰労 | <p>寝たきり高齢者を常時在宅で介護している家族等に対して、5,000円相当の食事券またはマッサージ券を給付します。<br/>(年度に1回限り)</p> <p>【費用負担】自己負担なし</p>  | <p>要介護4以上の方を常時在宅で介護している家族・民法上の親族・パートナー・同居している方</p> <p>※被介護者・介護者ともに区内に住所を有する方</p> <p>※パートナーの方は東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の提示が必要</p> | <p>高齢福祉課<br/>総合相談・給付担当<br/>2階⑤番窓口<br/>☎03(5246)1222</p>                        |

区などの福祉サービス

| サービス名      | 概要(※)   | 対象者(※)   | 問い合わせ先  |
|------------|---|--|---|
| 家具転倒防止器具取付 | <p>高齢者が暮らしている世帯に対して、家具等に転倒防止器具を3点まで無料で取り付けます。(取付は1世帯1回限り)</p> <p>【費用負担】自己負担なし<br/>※器具取付後の取り外し、移設等は全額自己負担</p>  | <p>区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方<br/>           ①65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯<br/>           ②65歳以上の高齢者が在宅で生活し、世帯全員の住民税が非課税である世帯</p>               | <p>高齢福祉課<br/>総合相談・給付担当<br/>2階⑤番窓口<br/>☎03(5246)1222</p>    |
| 民間緊急通報システム | <p>高齢者が家庭内で急病等の緊急事態に陥ったときに、区が貸与する専用機器の緊急ボタンを押すことで、看護師等が待機する受信センターに繋がり、救急車や消防車の要請等を行います。また、受信センターから、電話による定期的な健康確認等を行います。</p> <p>【費用負担】世帯の住民税課税状況に応じた月額料金あり</p>   | <p>区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方で、慢性疾患がある等、日常生活を営む上で常時注意が必要であると認められる方<br/>           ※緊急事態発生時には、警備員が駆け付けるため、事業者にご自宅の鍵を預ける必要あり</p> | <p>高齢福祉課<br/>総合相談・給付担当<br/>2階⑤番窓口<br/>☎03(5246)1222</p>    |
| 電磁調理器の給付   | <p>身体機能の低下や認知症により火の取扱いに不安がある高齢者に対して、ガスや火を使用せずに電力で加熱を行う電磁調理器を給付します。</p> <p>【費用負担】住民税課税世帯の方は、1割の自己負担</p>  | <p>区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方で、身体機能の低下や認知症により防火等の配慮が必要と認められる方</p>  | <p>高齢福祉課<br/>総合相談・給付担当<br/>2階⑤番窓口<br/>☎03(5246)1222</p>    |
| 住宅改修予防給付   | <p>在宅の高齢者で、日常生活に困難があり、区の調査の結果、住宅改修が必要と認められる方に対して、その改修工事費用の一部を助成します。(要件・限度額あり)</p> <p>【対象工事】手すりの取付、段差の解消、滑り止めのための床材変更、引き戸等への扉交換、洋式便器等への便器の取替<br/>           【費用負担】原則として、1割の自己負担<br/>           ※助成を受けるには、工事着手前に申請が必要です。事前にご相談ください。</p>                         | <p>区内に住所を有する在宅の65歳以上の方で、介護保険の要介護認定の結果が「非該当」の方のうち、区の調査の結果、住宅の改修が必要と認められる方</p>   | <p>高齢福祉課<br/>総合相談・給付担当<br/>2階⑤番窓口<br/>☎03(5246)1222</p>   |
| 住宅設備改修給付   | <p>在宅の高齢者で、日常生活に困難があり、区の調査の結果、住宅設備の改修または新たに住宅設備を設ける必要があると認められる方に対して、その改修工事費用の一部を助成します。(要件・限度額あり)</p> <p>【対象工事】浴槽の取替・新設、流し台・洗面台の取替・新設、便器の洋式化・洋式便器の新設、1階床の新設、階段昇降機の新設<br/>           【費用負担】原則として、1割の自己負担<br/>           ※助成を受けるには、工事着手前に申請が必要です。事前にご相談ください。</p> | <p>区内に住所を有する在宅の65歳以上の方で日常生活に困難があり、区の調査の結果、住宅設備の改修または新たに住宅設備を設ける必要があると認められる方<br/>           ※新設工事は、要介護2以上で、一定の要件に該当する方</p>              | <p>高齢福祉課<br/>総合相談・給付担当<br/>2階⑤番窓口<br/>☎03(5246)1222</p>  |

区などの福祉サービス

| サービス名                                | 概要(※)   | 対象者(※)  | 問い合わせ先  |
|--------------------------------------|---|---|---|
| テレビ電話等機能付通信口ボット購入費助成                 | <p>離れて暮らす家族等とのコミュニケーションを支援するため、テレビ電話等機能付通信口ボット(コミュニケーションロボット)の購入費の一部を助成します。</p> <p>【対象機器】インターネット回線と接続し、双方向のテレビ電話が可能な機器(携帯電話やタブレットは対象外)<br/> ※対象機器に該当するかどうか事前にお問い合わせください。</p> <p>【助成額】機器1台分の購入価格(消費税含む)の2分の1の額(上限30,000円、1世帯1回限り)<br/> ※付属品、賃借料、通信料等は対象外</p> | <p>区内に住所を有し、以下のすべてに該当する方<br/> ①65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方(日中または夜間に高齢者のみとなる世帯も含む)<br/> ②対象機器の利用に関する各種設定を行える方<br/> ③対象機器を利用し、テレビ電話を行う家族がいる方<br/> ④在宅で生活している方</p> | <p>高齢福祉課<br/> 総合相談・給付担当<br/> 2階⑤番窓口<br/> ☎03(5246)1222</p>         |
| 聞こえの改善機器購入費助成<br>【令和6年11月から申請受付開始予定】 | <p>耳鼻咽喉科医により補聴器が必要と認められた65歳以上の高齢者に対して、補聴器の購入費の一部を助成する事業を11月から開始する予定です。</p> <p>助成申請等の手続及び区の審査が終了するまでは、補聴器を購入しないようご注意ください(区から助成の決定を受ける前に購入したものは対象外です)。</p> <p>【助成額】上限50,000円(1人1回限り)</p>  | <p>※対象要件は令和6年10月からご案内します。</p>   | <p>※手続方法等の詳細は、令和6年10月からご案内します。</p> <p>高齢福祉課<br/> 総合相談・給付担当<br/> 2階⑤番窓口<br/> ☎03(5246)1222</p>   |
| 成年後見制度の相談・情報提供                       | <p>認知症高齢者など判断能力が十分でない場合、財産管理や契約行為等に支障をきたすことが考えられます。このような方々の権利や財産を保護するための制度が「成年後見制度」です。</p> <p>成年後見制度についての相談を受け付け、情報提供します。</p>   | <p>どなたでも</p>  | <p>台東区社会福祉協議会<br/> 権利擁護センター<br/> 「あんしん台東」<br/> ☎03(5828)7507</p>   |
| ひと声収集                                | <p>決められた場所までごみを出すことが困難な方を対象に、清掃事務所職員が玄関先まで出向いてごみを収集し、あわせてひと声かけて安否の確認を行います。</p> <p>【費用負担】自己負担なし</p>  | <p>高齢または心身に障害があるため、自らごみを出すことが困難で、生活上の援助者がいない方</p>   | <p>台東清掃事務所<br/> 清川清掃車庫<br/> ☎03(3876)5805</p>                    |
| 自動通話録音機                              | <p>特殊詐欺被害を防ぐために自動通話録音機(自動で警告メッセージが流れ、通話内容を録音する機械)を無料で貸出しています。</p> <p>【費用負担】自己負担なし</p>   | <p>65歳以上の高齢者のみの世帯(※日中家族等が就労するため、高齢者のみの世帯となる場合は、ご相談ください)</p>   | <p>生活安全推進課<br/> 4階⑥番窓口<br/> ☎03(5246)1044</p>                    |
| 車いすの貸出                               | <p>病気やケガ等で一時的に車いすが必要となった方にお貸しています。</p> <p>【費用負担】自己負担なし</p>  | <p>どなたでも<br/> (※要介護2以上の方は介護保険制度をご利用ください)</p>  | <p>台東区社会福祉協議会<br/> 台東ボランティア・地域活動サポートセンター<br/> ☎03(3847)7065</p>  |

| サービス名      | 概要(※)               | 対象者(※)   | 問い合わせ先  |  |
|------------|---------------------|--|---|--|
| 区などの福祉サービス | 訪問理容・<br>美容サービス券の支給 | 在宅で理容または美容が受けられるサービス券(利用料補助券)を差し上げています。<br><br>【費用負担】1回1,000円の自己負担   | 理容店または美容店に出向くことが困難な在宅の方で、以下のいずれかに該当する方(入院中、施設入所の方を除く)<br>①在宅の高齢者で、要介護4または5の方<br>②下肢または体幹機能障害で身体障害者手帳1・2級の方<br>③知的障害者で愛の手帳1・2度の方<br>④東京都重度心身障害者手当を受けている方 | 台東区社会福祉協議会<br>はつらつサービス<br>☎03(5828)7541<br><br>                               |
|            | 福祉キャブの貸出            | 高齢や心身の障害などで、外出に大きな制限を受ける方のために車いすで乗車できる自動車(福祉キャブ)をお貸ししています。運転者は原則各自で確保していただきます。<br>※初めてご利用の場合は職員が訪問します。<br><br>【費用負担】ガソリン代は実費負担   | ご相談ください   | 台東区社会福祉協議会<br>台東ボランティア・地域活動サポートセンター<br>☎03(3847)7065<br><br>                  |
|            | 住宅用火災警報器<br>設置助成    | 住宅用火災警報器(煙式)1台の設置助成をしています。<br>(委託業者による設置)<br><br>【費用負担】1,000円の自己負担   | 以下のいずれかに該当する世帯<br>①65歳以上の高齢者のみの世帯<br>②身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の持持者がいる世帯<br>※別途条件あり  | 台東区社会福祉協議会<br>はつらつサービス<br>☎03(5828)7541<br><br>                               |
|            | 友愛訪問員派遣             | ひとり暮らし等の高齢者でご希望の方に、友愛訪問員が訪問や電話をしてお話し相手や安否の確認をします。  | 以下のいずれかに該当する方<br>①65歳以上のひとり暮らしの方<br>②65歳以上の高齢者のみの世帯の方<br>③日中家族等が就労するため、高齢者のみの世帯となる方   | 高齢福祉課<br>庶務・計画担当<br>2階⑤番窓口<br>☎03(5246)1221<br><br>                          |
|            | 救急医療情報キット           | かかりつけ医療機関や緊急時の連絡先などを記入した情報シートと、健康保険証(写)などを専用の容器に入れ、ご自宅の冷蔵庫に保管しておくものです。緊急時、救急隊に必要な情報を伝える助けとなります。情報シートや、保管するための専用容器一式を区と地域包括支援センターで無料配付しています。また、外出時に「携帯用」として鞄や財布等に入れて利用する「救急安心カード」もお渡しします。 | ①65歳以上のひとり暮らしの方<br>②65歳以上の高齢者のみの世帯の方<br>③日中または夜間に、居所において一人になる65歳以上の方<br>④上記①～③に準ずる状況にある方  | 高齢福祉課<br>庶務・計画担当<br>2階⑤番窓口<br>☎03(5246)1221<br><br>※地域包括支援センターでも受付可<br><br> |
|            | 認知症サポーター            | 認知症サポーターとは、認知症についての正しい知識と理解をもち、認知症の方やそのご家族に対してできる範囲で手助けし、温かく見守る応援のことです。<br>※養成講座は、区役所、各地域包括支援センターが実施しています。また、受講希望者が10人以上集まる場であれば、講師が派出し、ご希望の場所で無料の講座を開催することもできます。                        | ご相談ください   | 高齢福祉課<br>介護予防担当<br>2階⑥番窓口<br>☎03(5246)1225<br><br>※地域包括支援センターでも受付可   |

| サービス名          | 概要(※)  | 対象者(※)   | 問い合わせ先   |
|----------------|--|--|--|
| 位置確認システム       | <p>高齢者の方の居場所が分かるよう、GPS発信機を使用した位置確認のためのシステム使用料の一部を助成します。大きさ・サービス等の異なる2機種がありますので、詳細はお問い合わせ下さい。</p> <p>【費用負担】自己負担 1か月700円又は800円(別途消費税)</p>  | <p>以下のすべてに該当する方<br/>           ①65歳以上で認知症により居場所が分からなくなるおそれがある区内在住の方を介護されているご家族の方<br/>           ②高齢者の居場所を確認した後、迎えに行ける方</p> | <p>高齢福祉課<br/>           介護予防担当<br/>           2階⑥番窓口<br/>           ☎03(5246)1225</p>   |
| 早期発見ステッカー      | <p>警察等に保護された高齢者の方の身元が早期に確認できるように、反射ステッカーや衣類に貼るシールを配布します。</p> <p>【費用負担】自己負担なし</p>   | <p>65歳以上で認知症により居場所が分からなくなるおそれがある区内在住の方</p>   | <p>高齢福祉課<br/>           介護予防担当<br/>           2階⑥番窓口<br/>           ☎03(5246)1225</p> <p>※地域包括支援センターでも受付可</p>   |
| 認知症高齢者・家族の専門相談 | <p>認知症の高齢者とご家族・介護者のために専門相談を実施しています。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。(予約制)</p> <p>①毎月第2・4金曜 認知症専門相談(もの忘れなど認知症に関することについて、精神科医に相談ができます。)<br/>           ②毎月第1・3水曜 家族のための介護・こころのケア相談(日常生活の悩みや対応について、公認心理師等に相談ができます。)</p> | <p>①区内在住のおおむね65歳以上の方<br/>           およびそのご家族・介護者の方<br/>           ②認知症の方を介護しているご家族や<br/>           介護者の方(いずれかの方が区内在住)</p>  | <p>① 高齢福祉課<br/>           介護予防担当<br/>           2階⑥番窓口<br/>           ☎03(5246)1225</p> <p>② 高齢福祉課<br/>           介護予防担当<br/>           2階⑥番窓口<br/>           ☎03(5246)1225</p>   |
| 高齢者見守りメールマガジン  | <p>見守りや認知症に関するセミナー、イベントのご案内、認知症高齢者等早期発見ステッカー登録者(希望者のみ)の検索協力依頼情報を随時配信しています。</p> <p>【登録料】無料 ※メール受信にかかる費用は自己負担</p>  | <p>どなたでも</p>   | <p>高齢福祉課<br/>           介護予防担当<br/>           2階⑥番窓口<br/>           ☎03(5246)1225</p>   |
| 見守りセンター        | <p>見守りセンターとは日常生活の中で高齢者を緩やかに見守り、異変に気付いた際に連絡してくれる人です。センターになりたい人が10人以上集まれば、区内どこでも無料で講座を開催します。</p>   | <p>どなたでも</p>   | <p>高齢福祉課<br/>           廉務・計画担当<br/>           2階⑤番窓口<br/>           ☎03(5246)1221</p> <p>※地域包括支援センターでも受付可</p>    |

| サービス名      | 概要(※)   | 対象者(※)  | 問い合わせ先   |
|------------|---|---|--|
| 区などの福祉サービス | <b>見守りネットワーク</b><br><p>高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるように、地域全体で支える仕組みが見守りネットワークです。地域の皆様や関係協力機関等と連携し、地域の高齢者の緩やかな見守りを行っています。日常生活で支援が必要な場合は、区や地域包括支援センターにご相談ください。</p> <p><b>【関係協力機関】</b><br/>民生委員、友愛訪問員、警察署、消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、台東区社会福祉協議会、電気・ガス・水道事業者、新聞販売店、牛乳・乳飲料宅配事業者、地域の個人商店等</p> | ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯等                          | <b>高齢福祉課<br/>庶務・計画担当<br/>2階⑤番窓口</b><br><br><b>☎03(5246)1221</b>   |
|            | <b>高齢者虐待に関する相談</b><br><p>「虐待を受けているのではないか」「セルフネグレクトではないか」という高齢者に気付いたらご相談ください。高齢者本人への支援と、介護の軽減を図るなどの養護者への支援を行い、虐待を防止します。相談の秘密は守られます。</p>  | どなたでも   | <b>【在宅における高齢者虐待に関する相談】<br/>高齢福祉課 総合相談・給付担当<br/>2階⑤番窓口 ☎03(5246)1224</b><br><b>【施設における高齢者虐待に関する相談】<br/>介護保険課 事業者担当<br/>2階③番窓口 ☎03(5246)1243</b><br>  |
|            | <b>介護保険</b><br><p>65歳以上の方は第1号被保険者となり、要支援1～2または要介護1～5と認定された場合に、自己負担1～3割で介護保険制度によるサービスを利用できます。<br/>詳しくは、お問い合わせ又は介護保険課が発行している「いきいき介護保険」をご覧ください。</p>  | <b>【第1号被保険者】65歳以上の方<br/>【第2号被保険者】40～64歳の方</b> | <b>【資格や被保険者証の交付、保険料について】<br/>介護保険課 資格・保険料担当<br/>2階①②番窓口 ☎03(5246)1246・2</b><br><b>【介護サービスの給付について】<br/>介護保険課 紹介担当<br/>2階③番窓口 ☎03(5246)1249</b><br><b>【要介護認定の申請・相談について】<br/>介護保険課 介護認定担当<br/>2階④番窓口 ☎03(5246)1245</b><br> |

| サービス名      | 概要(※)   | 対象者(※)  | 問い合わせ先   |
|------------|---|---|--|
| 高齢者ふれあい入浴券 | <p>区内の公衆浴場で利用できる入浴券を36枚給付します。</p> <p>【申請方法】※窓口では本人確認書類が必要<br/>・郵送交付 4月～5月7日：窓口または電子申請（6月上旬に簡易書留で郵送）<br/>・窓口交付 6月3日以降：窓口申請</p> <p>【費用負担】1回の利用につき100円の自己負担</p>                  | 区内に住所を有する65歳以上の方<br>※特別養護老人ホーム入所中の方を除く  | <p>高齢福祉課<br/>総合相談・給付担当<br/>2階⑤番窓口<br/>☎03(5246)1222</p>                   |
| 公衆浴場無料開放   | <p>区内の協力公衆浴場を無料で開放します。</p> <p>【実施日数】3日（実施日は各浴場に掲示）<br/>【利用方法】浴場で、本人確認書類を提示してください。</p>   | 区内に住所を有する65歳以上の方  | <p>高齢福祉課<br/>総合相談・給付担当<br/>2階⑤番窓口<br/>☎03(5246)1222</p>  |
| マッサージサービス  | <p>マッサージ（30分程度）・針・灸のいずれかの施術を受けられる利用券を2枚給付します。（利用期間：9月～翌年3月末）</p> <p>【申請方法】※窓口では本人確認書類が必要<br/>・7月：窓口または電子申請（8月下旬に郵送）<br/>・9月以降：窓口申請（即日交付）</p> <p>【費用負担】利用券1枚につき1,000円の自己負担</p> | 当該年度の9月15日時点で、区内に住所を有する73歳以上の方  | <p>高齢福祉課<br/>総合相談・給付担当<br/>2階⑤番窓口<br/>☎03(5246)1222</p>                   |
| 東京都シルバーパス  | <p>都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー、都内の民営バス等に乗車できる「東京都シルバーパス」を販売しています。<br/>※区役所では販売していません。</p>   | 満70歳以上の都民の方（寝たきりの方は除きます）  | <p>東京バス協会<br/>シルバーパス専用電話<br/>☎03(5308)6950</p> <p>※9時～17時（土・日・祝日を除く）</p>  |
| 運転免許自主返納制度 | <p>満65歳以上で、運転免許を自主返納された方には賛同記念品を差し上げております。</p> <p>【申請方法】区内の警察署等で運転免許返納時に発行された「申請による運転免許の取消通知書」もしくは「運転経歴証明書」を添えて申請してください。<br/>【賛同記念品】めぐりん専用回数乗車券1冊（11枚綴り）</p>                  | <p>以下のすべてに該当する方<br/>           ①有効期間内の全ての運転免許を1年内に自主返納した方<br/>           ②運転免許返納時に満65歳以上の方<br/>           ③台東区に住民登録のある方</p> | <p>交通対策課<br/>交通対策担当<br/>5階②番窓口<br/>☎03(5246)1288</p>                    |
| 百歳慶祝事業     | <p>百歳の長寿を慶祝するため、祝詞・記念品等を贈呈します。</p> <p>【実施時期】1月下旬ごろ（対象者の方には、直接連絡を差し上げます）</p>   | 1月1日現在区内在住で、当該年の12月31日までに満100歳を迎える方   | <p>健康課<br/>地域活動促進担当<br/>3階④番窓口<br/>☎03(5246)1214</p>   |

| サービス名                | 概要(※)  | 対象者(※)  | 問い合わせ先  |
|----------------------|--|---|---|
| 金婚・ダイヤモンド婚を迎えたご夫婦の紹介 | 掲載を希望されるご夫婦を、「広報たいとう」でご紹介します。  | 結婚50周年(金婚)・60周年(ダイヤモンド婚)を迎えたご夫婦   | 高齢福祉課<br>庶務・計画担当<br>2階⑤番窓口<br>☎03(5246)1221                                        |
| 図書等の宅配サービス           | 図書館へ来館することが困難な方へ、台東区立図書館所蔵の本やCD等をお届けします。貸出・返却はゆうパックで行い、配送にかかる郵便料金は図書館が負担します。<br>図書等の宅配サービスの利用には、利用登録が必要になります。登録の際には必要書類がございますので、詳しくは台東区立図書館HPまたはお電話等でお問い合わせください。 | (1)身体障害者手帳をお持ちの方で、以下の等級に該当する方<br>①下肢・体幹・移動機能障害 1~2級<br>②心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害 1・3級<br>③免疫・肝臓機能障害 1~3級<br>(2)介護保険被保険者証をお持ちの方で、要介護1~5の方 | 中央図書館<br>障害者サービス担当<br>☎03(5246)5911    |
| シニア（老人）クラブ           | 地域の清掃・防犯などの社会奉仕、健康増進、教養講座、レクリエーション活動などを行っています。入会希望の方には、お住まいの近くで活動しているクラブを紹介します。<br>※クラブの会員になりますと、会費の納入があります(月額100円～300円程度で、クラブにより異なります)                          | おおむね60歳以上の方   | 健康課<br>地域活動促進担当<br>3階④番窓口<br>☎03(5246)1214   |
| 老人福祉センター・老人福祉館       | 生きがいづくり、健康づくり、レクリエーションなどの場としてご利用できる施設です。<br><br>【利用時間】<br>老人福祉センター／三筋老人福祉館：月～土曜日 9時～17時<br>橋場老人福祉館：火～日曜日 9時～17時  | 60歳以上の方   | 老人福祉センター<br>☎03(3833)6541<br>橋場老人福祉館<br>☎03(3876)2365<br>三筋老人福祉館<br>☎03(3866)2417  |
| かがやき長寿ひろば入谷          | 入谷区民館の集会室等を活用して、介護予防や趣味・教養に関するものなど、様々な内容のサロン・教室を開催しています。<br><br>【利用時間】月～土 9時半～16時半   | 60歳以上の方   | (老人福祉センター内)<br>かがやき長寿ひろば入谷<br>事務局<br>☎03(3834)6370                               |
| 健康増進センター             | 利用者一人ひとりのライフスタイルや体力に合わせて運動メニューを提案し、健康づくりのお手伝いをします。<br>またエクササイズなどの体操教室も開催しています。   | 区内に在住・在勤の18歳以上の方  | 上野健康増進センター<br>☎03(3847)9475<br>千束健康増進センター<br>☎03(5603)0085                       |

| サービス名     | 概要(※)      | 対象者(※)  | 問い合わせ先   |
|-----------|------------|---|--|
| 社会参加と生きがい | シニアライフ応援計画 | 区内に在住・在勤のシニア世代を中心に実行委員会を設置し、シニア世代の人々の豊かな経験と知識を活かし、生きがいや地域活動につながる様々な分野の講座や講演会を企画・開催します。  | お問い合わせください<br>生涯学習課<br>社会教育担当<br>☎03(5246)5821<br>  |
|           | 一般介護予防事業   | 高齢者が日常的に介護予防に取り組めるように、体操教室や、公園の遊具を活用した教室などを、定期的に開催しています。また、高齢者が身近な場所に集まり、自主的に運営する「通いの場」の立ち上げ・活動支援を行い、地域でいつまでも元気に過ごせるよう事業を行っています。  | 65歳以上の方、介護予防に関心のある方<br>高齢福祉課<br>介護予防担当<br>2階⑥番窓口<br>☎03(5246)1295<br>   |
|           | シルバー人材センター | 企業や家庭、公共団体などからさまざまな仕事を引き受けて、地域の経験豊かな会員の方々に仕事を提供しています。<br>【会員になるには】入会手続きが必要です。お問い合わせください。  | 健康で働く意欲のある60歳以上の方<br>台東区<br>シルバー人材センター<br>☎03(5817)4919<br>   |
| 健康維持と病気   | 後期高齢者医療制度  | 75歳以上の方と、65歳以上で一定の障害のある方が加入する医療制度です。対象者には一人1枚保険証が交付されるので、医療を受けるときは必ず医療機関に提示してください。  | ①75歳以上の方(75歳の誕生日から自動的に加入)<br>②一定の障害のある65歳以上75歳未満の方<br>国民健康保険課<br>後期高齢者医療係<br>2階⑯番窓口<br>☎03(5246)1254<br>   |
|           | 定期予防接種費用助成 | 定期予防接種として、季節性インフルエンザと肺炎球菌、新型コロナウイルスの予防接種費用の助成をしています。<br>対象となる方には予診票を郵送します。<br>【実施時期】<br>・肺炎球菌:通年<br>・季節性インフルエンザ:10月1日～7年1月31日<br>・新型コロナウイルス:秋冬予定<br>【費用負担】<br>○住民税課税世帯<br>・季節性インフルエンザ:2,500円の自己負担<br>・肺炎球菌:4,000円の自己負担<br>・新型コロナウイルス:3,500円の自己負担<br>○住民税非課税世帯・生活保護世帯<br>いずれのワクチンも無料 | 【季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス】65歳以上の方<br>【高齢者肺炎球菌】<br>65歳の方で、肺炎球菌ワクチン(23価)未接種者<br>※60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で身体障害者手帳1級をお持ちの方も対象です。<br>台東保健所<br>保健予防課<br>予防担当<br>☎03(3847)9471<br> |

|         | サービス名               | 概要(※)  | 対象者(※)   | 問い合わせ先  |
|---------|---------------------|--|--|---|
| 健康維持と病気 | 任意予防接種費用助成          | <p>定期予防接種のほか、以下の任意予防接種の費用助成を行っています。</p> <p>接種をご希望の方は、電子申請、お電話等で予診票の発行をお申みください。</p> <p>【帯状疱疹ワクチン接種費助成】<br/> <b>「助成対象ワクチン」</b><br/>       ○不活化ワクチン<br/>       助成回数2回 1回あたり11,000円の助成<br/>       ○生ワクチン<br/>       助成回数1回 4,000円の助成<br/> <b>【高齢者肺炎球菌ワクチン任意接種費助成】</b><br/>       自己負担額1,500円</p> | <p>【帯状疱疹ワクチン接種費助成】<br/>       50歳以上の方(帯状疱疹ワクチンの接種を完了していない方)</p> <p>【高齢者肺炎球菌ワクチン任意接種費助成】<br/>       66歳以上の肺炎球菌ワクチン(23価)<br/>       未接種者</p> | <p>台東保健所<br/>       保健予防課<br/>       予防担当<br/>       ☎03(3847)9471</p>   |
|         | 高齢受給者証              | <p>70歳から74歳の方で後期高齢者医療制度に加入されていない方には、所得などに応じて医療費の自己負担割合が記載された「高齢受給者証」が加入されている健康保険から交付されます。</p> <p>※交付時期及び交付方法については、加入されている健康保険の窓口にお問い合わせください。</p>   | 後期高齢者医療制度に加入されていない70歳から74歳の方   | <p>【国民健康保険に加入されている方】<br/>       国民健康保険課 資格係<br/>       2階⑫番窓口 ☎03(5246)1252</p> <p>【職場の健康保険に加入されている方】<br/>       職場の健康保険ご担当者様へ</p>  |
| 暮らしと住まい | 特別養護老人ホーム<br>入所申込受付 | 特別養護老人ホームの入所申込みの受付をしています。  | 原則、要介護3~5の方のうち常時介護を必要とし、かつ、居宅での介護が困難な方(現在、特別養護老人ホームに入所中の方、また、常時医療を必要とする方は対象外)  | <p>高齢福祉課<br/>       施設担当<br/>       2階⑤番窓口<br/>       ☎03(5246)1205</p> <p>※地域包括支援センターでも受付可</p>                                    |
|         | ケアハウス               | <p>日常生活の維持は可能だが、高齢等のため独立して生活するには不安がある方が居住する施設です。食事の提供、生活相談等のサービスが受けられます。居室は単身用と世帯用があります。</p> <p>【費用負担】入居一時金のほか、入居者本人の収入に応じて毎月の費用負担があります。</p>   | 60歳以上の方  | <p>高齢福祉課<br/>       施設担当<br/>       2階⑤番窓口<br/>       ☎03(5246)1205</p> <p>ケアハウス松が谷<br/>       ☎03(3845)6501</p>                   |

| サービス名             | 概要(※)  | 対象者(※)                                      | 問い合わせ先   |
|-------------------|--|---|--|
| 消費者相談             | 契約に関するトラブルや、商品・サービスに関する相談について専門の相談員が解決のお手伝いをします。<br>契約のトラブルや悪質商法でお困りの時などご相談ください。   | 区内在住・在勤・在学の方                                | くらしの相談課<br>消費生活センター<br>9階⑦番窓口<br>☎03(5246)1133<br>                          |
| 都営住宅入居者の募集        | 都営住宅とは、住宅に困っている所得の低い方を対象に、東京都が低額な家賃で供給する公営住宅です。<br>家族向・単身者向の住宅があり、年4回の定期募集のほか、毎月募集（毎月中旬頃）、随時募集で入居者を募集しています。                    | 住宅の種類、募集時期によって申込資格が異なります。詳しくは右記へお問い合わせください。 | 東京都住宅供給公社<br>都営住宅募集センター<br>☎03(3498)8894(代表)<br>☎03(6418)5571(テレホンサービス)<br> |
| 高齢者住宅<br>(シルバーピア) | 高齢者の特性に配慮した安全で使いやすい構造と設備(緊急通報システムなど)を備えた住宅です。単身又は2人世帯向けの住宅があり、通常年1回入居者の募集を行っています。  | 65歳以上の高齢者世帯                                 | 住宅課<br>住宅管理担当<br>5階⑩窓口<br>☎03(5246)1213<br>                                 |
| 入居相談窓口            | 民間賃貸住宅へ入居を希望しているが、お部屋がみつからないなど住宅探しにお困りの方に向けた住まい探しの相談窓口です。住宅の希望条件等をお聞きして、協力不動産店と連携して物件情報を提供します。                                 | 65歳以上の高齢者世帯                                 | 住宅課<br>居住支援担当<br>5階⑩窓口<br>☎03(5246)1468<br>                                 |
| 高齢者等家賃等債務保証       | 民間賃貸住宅の契約時に、家賃の支払い等を保証する債務保証会社と契約した際に支払った初回保証料の2分の1を助成します(上限2万円)。  | 65歳以上の高齢者世帯<br>※他にも申し込み条件あり。詳しくはお問い合わせください。 | 住宅課<br>居住支援担当<br>5階⑩窓口<br>☎03(5246)1468<br>                                |
| 高齢者等住み替え居住支援      | 自己の都合や責任によらない理由による立ち退きを受けて、区内の民間賃貸住宅から区内の別の民間賃貸住宅に転居した高齢者世帯に対して、転居に要する費用(礼金・仲介手数料・引越し費用)を区が助成します(上限15万円)。転居先の賃貸借契約締結前に申請が必要です。 | 65歳以上の高齢者世帯<br>※他にも申し込み条件あり。詳しくはお問い合わせください。 | 住宅課<br>居住支援担当<br>5階⑩窓口<br>☎03(5246)1468<br>                               |
| 認知症高齢者<br>グループホーム | 認知症の方が、少人数の家庭的な環境で共同生活する施設です。日常生活の支援や介護が受けられます。<br>【費用負担】介護保険の自己負担分のほか、食費・居住費や日常生活費等   | 要支援2以上の方                                    | 【利用について】<br>担当ケアマネジャー<br>または直接各施設へ<br>※地域包括支援センターでも相談可<br>                |

| サービス名               | 概要(※)  | 対象者(※)   | 問い合わせ先  |
|---------------------|--|--|---|
| 老人保健施設              | <p>病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点を置いたケアが必要な方が入所する施設です。在宅復帰に向け、医療、看護、介護や機能訓練などが受けられます。</p> <p>【入所期間】原則3か月<br/> 【費用負担】介護保険の自己負担分のほか、食費・居住費や日常生活費等</p>                    | 要介護1以上の方   | <p>【利用について】担当ケアマネジャーまたは直接各施設へ<br/> ※地域包括支援センターでも相談可</p> |
| 高齢者在宅サービスセンター・デイホーム | 通所介護(デイサービス)を行っています。また、一部の施設では認知症対応型通所介護を実施しています。  | 要支援1以上の方   | <p>【利用について】担当ケアマネジャーまたは直接各施設へ<br/> ※地域包括支援センターでも相談可</p> |
| 避難行動要支援者名簿の登録       | 災害発生時に自力で避難することが困難な方に対して、地域が連携して安否確認や避難支援を行うための基礎となる名簿を区で作成し、警察・消防・消防団・民生委員・町会へ提供します。<br>※危機・災害対策課が発送する申請書に必要事項を記入し、返信用封筒にて返送してください。                         | 75歳以上のひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯、要介護3~5の方、その他特に支援を必要とする方   | <p>危機・災害対策課<br/>10階<br/>☎03(5246)1092</p>               |
| 感震ブレーカーの設置助成・配付     | <p>震度5強以上の揺れを感じた場合に、ブレーカーやコンセント等への電気供給を自動的に止める器具で、停電復旧後の通電火災を防ぐのに効果があります。<br/> ※対象地域や申請方法は、区ホームページもしくは、危機・災害対策課までお問合せください。</p>                               | <p>【助成】区内対象地域に住宅を有し、又は新築を予定しており、設置を希望する方<br/> 設置費用の3分の2で上限は5万円<br/> (新築の場合は1万円)<br/> 【配付】区内対象地域に居住し、設置を希望する方</p> | <p>危機・災害対策課<br/>10階<br/>☎03(5246)1092</p>               |
| 家事介護サービス            | <p>地域の皆さん(協力会員)の有償ボランティア活動により自立を支える在宅福祉サービスを提供しています。(※介護保険外のサービスです)<br/> 家事援助:洗濯・掃除・買物・話し相手・散歩の付添等<br/> 介護援助:通院介助・外出介助等</p> <p>【費用負担】1時間700円~1,050円の自己負担</p> | 65歳以上の方や障害のある方で、家事介護サービスを必要とする方  | <p>台東区社会福祉協議会<br/>はつらつサービス<br/>☎03(5828)7541</p>        |

暮らしへと住まい

| サービス名                        | 概要(※)   | 対象者(※)  | 問い合わせ先  |
|------------------------------|---|---|---|
| 配食サービス                       | <p>高齢者向けの食事をご自宅までお届けするサービスを行っています。</p> <p>【費用負担】昼食・夕食:1食424円~710円の自己負担補助の上限あり 一人月40食まで<br/>※安否確認のため、食事のお届けは手渡しが原則です。</p>  | 65歳以上の方や障害のある方で食事の確保が困難で長期的に見守りが必要な方                                | 台東区社会福祉協議会<br>はつらつサービス<br>☎03(5828)7541<br>          |
| 身の回り応援サービス                   | <p>電球・蛍光灯の交換、近所への買物など30分以内で終了し、専門的な技術を要しない、緊急性、継続性、危険性のない軽易な活動を、地域の有償ボランティアが行います。</p> <p>【費用負担】<br/>30分以内300円の自己負担 (土・日・祝日・年末年始を除く)</p>   | 65歳以上の高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯   | 台東区社会福祉協議会<br>はつらつサービス<br>☎03(5828)7541<br>          |
| 福祉サービス利用援助事業<br>(地域福祉権利擁護事業) | <p>認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない方に、福祉サービスの利用手続きや、日常生活費の預貯金の出し入れなどのお手伝いをしています。</p> <p>【費用負担】<br/>福祉サービス利用援助・日常的な金銭管理:1回1時間まで800円の自己負担<br/>書類等の預かり:1か月800円の自己負担</p>                        | ご相談ください   | 台東区社会福祉協議会<br>権利擁護センター「あんしん台東」<br>☎03(5828)7507<br>  |
| 財産保全管理サービス                   | <p>判断能力はあるが、高齢(おおむね60歳以上)や身体的障害のため、日常の金銭管理が困難な方に、預貯金の出し入れなどのお手伝いをしています。</p> <p>【費用負担】<br/>日常的な金銭管理:1回1時間まで800円の自己負担<br/>書類等の預かり:1か月800円の自己負担</p>  | ご相談ください   | 台東区社会福祉協議会<br>権利擁護センター「あんしん台東」<br>☎03(5828)7507<br> |
| 特別障害者手当 (国制度)                | <p>精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態の方に月額28,840円(令和6年4月改定)の手当を支給します。<br/>※所得による支給制限あり</p> <p>【手続きに必要なもの】<br/>所定の診断書／年金受給者は年金の種類及び年金額が分かるもの／申請者本人の口座がわかるもの／個人番号、本人確認ができるもの</p> | 20歳以上の要介護4・5程度の方(在宅)<br>※所定の診断書で判定します。その他の要件もありますので、詳しくはお問い合わせください。 | 障害福祉課<br>給付担当<br>2階⑩番窓口<br>☎03(5246)1201<br>       |

(※)費用負担・対象者・条件等の詳細は、各担当へお問い合わせいただくか、QRコードより区ホームページをご確認ください



# みなさまの相談窓口

高齢者に関する相談はまず、地域包括支援センターに！

池之端、上野公園、上野桜木、谷中にお住いの方

やなか  
地域包括支援センター  
(特別養護老人ホーム谷中1階)  
谷中2-17-20  
☎03(3822)1556

下谷1・2丁目、根岸1～3丁目、北上野、入谷、松が谷、西浅草にお住いの方

まつがや  
地域包括支援センター  
(ケアハウス松が谷1階)  
松が谷4-4-3  
☎03(3845)6505

台東、秋葉原、上野、東上野、元浅草にお住いの方

たいとう  
地域包括支援センター  
(台東複合施設いきいきプラザ2階)  
台東1-25-5  
☎03(5846)4510

下谷3丁目、根岸4・5丁目、竜泉、日本堤、三ノ輪にお住いの方

みのわ  
地域包括支援センター  
(三ノ輪福祉センター1階)  
三ノ輪1-27-11  
☎03(3874)9861

清川、橋場、今戸、東浅草にお住いの方

ほうらい  
地域包括支援センター  
(特別養護老人ホーム浅草ほうらい1階)  
清川2-14-7  
☎03(5824)5626

地域包括支援センター

【日時】

月～土曜日

午前9時から  
午後5時まで

浅草、花川戸、千束にお住いの方

あさくさ  
地域包括支援センター  
(特別養護老人ホーム浅草1階)  
浅草4-26-2  
☎03(3873)8088

柳橋、浅草橋、鳥越、蔵前、小島、三筋、駒形、寿、雷門にお住いの方

くらまえ  
地域包括支援センター  
(特別養護老人ホーム蔵前隣接)  
蔵前2-11-3  
☎03(3862)2175

